

# 下條村分別収集計画

(第11期)

令和7年8月

下 條 村

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

下條村の最終処分場は残余容量に余裕を残しているが、新たな廃棄処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、将来的な処理方法等について検討を進める必要がある。また諸事情により、現在受入れ休止中であり、新たな受け入れ先についての検討も必要となっている。

本計画は、こうした状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づき、一般廃棄物の中でも大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、村民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にし、一体となつてごみの減量化に取り組むための具体的な推進方策を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化とともに、最終処分量の削減、資源循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 市町村間の相互協力による広域的なリサイクルの推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

なお紙製容器包装はダンボールに含めて収集する。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位:t）

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器		2.7	2.7	2.6	2.6	2.5
アルミ製容器		1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
ガラス製容器	無色・白色	6.0	5.9	5.8	5.7	5.5
	茶色	6.1	5.9	5.8	5.7	5.6
	その他	6.3	6.2	6.1	6.0	5.9
段ボール		13.6	13.4	13.1	12.8	12.6
ペットボトル		5.9	5.8	5.7	5.6	5.5
プラスチック製容器包装		28.3	27.8	27.3	26.7	26.2
合 計		70.2	69.0	67.7	66.4	65.0

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
製品プラスチック	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、村民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校、各地区の集会やごみ処理施設の見学会、広報誌、音声告知放送などあらゆる機会を活用し、村民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の増など、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

また、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

マイバッグの持参の徹底の普及啓発、スーパーマーケット等の小売店での容器包装使用の合理化の推進を行う。

南信州プラスチックスマート推進協議会に参画することで、広域的にプラスチックの抑制意識を向上するとともに、それが当たり前のことであるという気概を養う。

(4) リターナブル容器、再生資源を原料とした製品の積極的な利用、販売の促進

(5) 有料のごみ専用袋の採用によるごみ排出量の削減

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類、区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
無色・白色のガラス製容器	無色・白色びん
茶色のガラス製容器	茶色びん
その他のガラス製容器	その他色びん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの (原材料としてアルミニウムが利用されている飲料用容器を除く)	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
・主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの ・プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの(製品プラスチック)	プラスチック資源

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	2.7		2.7		2.6		2.6		2.5	
主としてアルミ製の容器	1.3		1.3		1.3		1.3		1.2	
無色・白色のガラス製容器	(合計) 6.0		(合計) 5.9		(合計) 5.8		(合計) 5.7		(合計) 5.5	
	(引渡) 0.0	(独自) 6.0	(引渡) 0.0	(独自) 5.9	(引渡) 0.0	(独自) 5.8	(引渡) 0.0	(独自) 5.7	(引渡) 0.0	(独自) 5.5
茶色のガラス製容器	(合計) 6.1		(合計) 5.9		(合計) 5.8		(合計) 5.7		(合計) 5.6	
	(引渡) 0.0	(独自) 6.1	(引渡) 0.0	(独自) 5.9	(引渡) 0.0	(独自) 5.8	(引渡) 0.0	(独自) 5.7	(引渡) 0.0	(独自) 5.6
その他のガラス製容器	(合計) 6.3		(合計) 6.2		(合計) 6.1		(合計) 6.0		(合計) 5.9	
	(引渡) 0.0	(独自) 6.3	(引渡) 0.0	(独自) 6.2	(引渡) 0.0	(独自) 6.1	(引渡) 0.0	(独自) 6.0	(引渡) 0.0	(独自) 5.9
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)										
主として段ボール製の容器	13.6		13.4		13.1		12.8		12.6	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 5.9		(合計) 5.8		(合計) 5.7		(合計) 5.6		(合計) 5.5	
	(引渡) 5.9	(独自) 0.0	(引渡) 5.8	(独自) 0.0	(引渡) 5.7	(独自) 0.0	(引渡) 5.6	(独自) 0.0	(引渡) 5.5	(独自) 0.0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 28.3		(合計) 27.8		(合計) 27.3		(合計) 26.7		(合計) 26.2	
	(引渡) 28.3	(独自) 0.0	(引渡) 27.8	(独自) 0.0	(引渡) 27.3	(独自) 0.0	(引渡) 26.7	(独自) 0.0	(引渡) 26.2	(独自) 0.0
	(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0		(合計) 0.0	
(うち白色トレイ)	(引渡) 0.0	(独自) 0.0	(引渡) 0.0	(独自) 0.0	(引渡) 0.0	(独自) 0.0	(引渡) 0.0	(独自) 0.0	(引渡) 0.0	(独自) 0.0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 3.1		(合計) 3.1		(合計) 3.0		(合計) 3.0		(合計) 2.9	
	(引渡) 3.1	(独自) 0.0	(引渡) 3.1	(独自) 0.0	(引渡) 3.0	(独自) 0.0	(引渡) 3.0	(独自) 0.0	(引渡) 2.9	(独自) 0.0

- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特別分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近3ヶ年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率(直近3か年の平均値)}$$

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 口 (人)	3,298	3,235	3,173	3,111	3,052
対 前 年 度 比	98.08%	98.09%	98.08%	98.05%	98.10%

- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体は、下記のとおりである。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	スチール缶	委託業者による 定期収集	委託業者  (主な選別は 排出時に 住民による)
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色・白色びんのガラス製容器	無色・白色びん		
	茶色びんのガラス製容器	茶色びん		
	その他のガラス製容器	その他色びん		
紙類	牛乳・飲料用紙パック※	紙製容器包装		
	段ボール	段ボール	委託業者による	委託業者
	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	段ボール		
プラスチック	ペットボトル (飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)	ペットボトル	委託業者による 定期収集	(主な選別は 排出時に 住民による)
	プラスチック製容器包装と製品プラスチック(一括収集)	プラスチック資源		

※牛乳・飲料用紙パックは、下條村の分別収集計画の対象外だが参考のため記載した。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびんなどをはじめとする容器包装廃棄物の排出先は、現行のとおり、村内45箇所に設置された地区別のごみ集積所を利用する。

処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	ごみ集積所(村内46箇所)
収集・運搬	収集車両	委託業者専用車両
選別・保管	委託業者	委託業者ストックヤード

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	専用袋	4t車	委託業者 (選別・圧縮)
アルミ製容器	アルミ缶			
無色・白色びんのガラス製容器	無色・白色びん			
茶色びんのガラス製容器	茶色びん			
その他のガラス製容器	その他色びん			
段ボール	段ボール	紐による	4t車	
飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	段ボール	結束	8t車	
ペットボトル	ペットボトル	専用袋	4t車	委託業者 (保管・選別・圧縮)
プラスチック製容器包装と製品プラスチック(一括収集)	プラスチック資源			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 主に地区懇談会、地区要望ヒアリングにより、村民の意見、要望を受け入れながら、自主的な容器包装廃棄物の分別収集、地域リサイクル活動の推進、指導を行う。
- (2) 中学校、自治会等による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰などを行う。